

和田町タウンマネジメント協議会 会則

(協議会の目的)

第1条 和田町タウンマネジメント協議会は、これまで 4 年間の「和田町いきいきプロジェクト」の成果を引き継ぎ、和田町商店街を中心とする地域のさらなる活性化をはかるとともに、住みやすく楽しいまちづくりをめざして、力と知恵を結集し活動することを目的とする。

(協議事項)

第2条 本協議会は、次に掲げる事項を協議しその実現をはかるものとする。

- (1) まちづくり憲章の制定と運用に関すること。
- (2) 各プロジェクトの推進に関すること。
- (3) その他、協議が必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるメンバーで構成するものとする。

- (1) 和田町商店街
 - (2) 和田西部町内会
 - (3) 横浜国立大学教員・学生等
 - (4) テーマ系団体
 - (5) 地元企業
 - (6) その他、協議会の主旨に賛同する団体および個人
- 2 協議会メンバーの数は特に定めないが、30 名以内を目安とする。
- 3 協議会運営を実りあるものとするため、必要に応じて調整組織を設けるものとする。
- 4 具体的なプロジェクトの推進は別途「推進チーム」を組織して推進にあたることを原則とする。事業の内容は別に定めるものとする。

(メンバーの任期)

第4条 協議会メンバーの任期は特に定めない。ただし、実効ある組織とするため必要に応じてメンバーを見直すものとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるものとする。

- 2 会長は、協議会を開催・統括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は全員同意を基本とし、知恵を出し合い協働の精神で進めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局運営も協働の精神により力を出し合うものとする。

(会計)

第8条 協議会に会計を置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 19 日から施行する。